

議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 9 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 12 月 22 日 午後 2 時 15 分～

場 所：きらら大正 農林研修室

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 指定第 17 号 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 指定第 18 号 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 報告第 13 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について |
| 日程第 4 | 報告第 14 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 日程第 5 | 議案第 33 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について |
| 日程第 6 | 議案第 34 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 7 | 議案第 35 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | | その他 |

〔出席委員〕

01. (欠 員)	02. 山本 奨一	03. 下元 誠一郎	04. 甫喜本 治誠
05. (欠席)	06. 小野 重明	07. (欠席)	08. (欠席)
09. 山本 道雄	10. 林一 将	11. (欠席)	12. 河上 茂秋
13. 廣井 栄治	14. 西井 健夫	15. 岡林 景補	16. 宮崎 恵美子
17. 池本 宗生	18. 西本 茂子	19. 太田 祥一	

〔欠席委員〕

05. 松田 武章 07. 坂本 功 08. 市川 正司 11. 下元 一明

〔事務局出席者〕

西谷 久美 林 和利 上川 優

議長

12月21日昨日は冬至ということで、一年で最も夜が長い日とされています。冬至は一般的に風邪などを引かないようにするため、カボチャを食べユズ湯に入ると良いと言われています。今年はインフルエンザもすでに流行しているとの事ですので、皆さんもお体に気を付けて頂きたいと思います。

早いもので暮れも押し迫り、今年も今日を入れるとあと10日となりました。今改めて今年一年を振り返ってみますと、4月には農地法と農業委員会法の改正があり、我々四万十町農業委員会も平成30年9月1日に新体制になります。その内容としては、農地利用の最適化の推進の取組を中心に、農地の集積、耕作放棄地の発生防止や解消、担い手の確保、育成などとなっています。今後農業委員と農地利用最適化推進委員がしっかり連携を図りながら農業新時代に対応した農村の構築が必要とされています。

4月14日と16日には九州の熊本を中心とする大地震が起き多くの犠牲者も出ました。また、家屋の倒壊や農地にも大きな被害をもたらしました。TPP問題ではこの1年間を通して不安と不信感を抱き続ける状態となっています。11月に決まりましたアメリカ次期大統領トランプ氏はTPPには反対の表明をしておりました。1月20日の就任後の動向で日本の経済や農業にどのような影響を及ぼすかが注目されます。そのほか、今年ハリオで開催されましたオリンピック、イギリスのEU離脱問題など激動の一年となったのではないのでしょうか。

また、四万十町としましては、この春に合併10周年を迎えました。記念式典では四万十町の発展にご尽力いただいた個人、団体に対しまして表彰や感謝状が贈られました。そのほかにもセレモニーなどあり、盛大な式典となりました。

来年は我々にとって平穏で実り多い年になるよう願っております。今日はこの後、今年最後の総会もありますので、よろしく願いいたします。

それではただ今から、平成28年度四万十町農業委員会第9回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議に、5番 松田委員、7番 坂本委員、8番 市川委員、11番 下元一明委員から欠席の届けが出ております。それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いします。

- 事務局 本日は、農業者年金の研修も含めまして、皆様には大変長時間になりますがよろしくお願ひします。また、女性委員の会が11月にありまして、参加委員の方から総会で報告させていただきますのでよろしくお願ひします。以上です。
- 議長 次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は14名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。
- 委員 本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。
- 議長 それでは日程第1、指定第17号 会期の決定についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第9回窪川農地部会の会期は、平成28年12月22日の本日1日といたします。これにご異議ございませんか。
- 委員 （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、平成28年度四万十町農業委員会第9回窪川農地部会は本日1日といたします。
- 委員 次に、日程第2、指定第18号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。
- 委員 （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、議事録署名委員に
- 15番 岡林 景補 委員、16番 宮崎 恵美子 委員
- を指名いたします。よろしくお願ひします。
- 尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。
- 続いて、
- 日程第3、報告第13号
- 農地法第18条の規定による合意解約通知についてを議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 報告第13号
- 農地法第18条の規定による合意解約通知についてご説明いたします。
- 今月の案件は、1件になります。なお、借受人・貸出人の氏名・住所については、議案書のとおりです。

番号1について説明いたします。土地の所在地、替坂本字タクミハタ473-3、地目、田、面積2,093㎡です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、平成28年11月1日、引渡年月日、平成28年12月31日です。

この農地は、平成28年1月4日～平成32年12月31日まで、利用権の設定を行っていましたが、今回は作付していた生姜が病気となり借受人からの申し出て、双方で合意されたとのこと。返却後は、所有者の家族等が耕作をしていくとのこと。

議長 報告第13号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第13号は終わります。

事務局 続いて、日程第4、報告第14号、非農地証明事務処理報告についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

報告第14号、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

1番農地の表示、大字天の川字深瀬3番5、地目、牧場、面積79㎡、牧場として利用していたが、40年以上前から利用されず、現在は牛舎の進入路及び駐車場となっているという申し出によりまして、平成28年11月21日に担当委員と担当職員で調査をいたしました。添付資料の2ページの写真のとおりであり、非農地証明書を発行しております。2番、大字仁井田字石ゾ子、地番182番3、185番3、185番8、地目は田、畑、田で面積33㎡、44㎡、48㎡となっています。平成5年頃より耕作を放棄し山林、原野となっている旨の申し出があり、平成28年12月9日に調査しました。添付資料4ページの写真のとおりであり、非農地証明書を発行しております。3番、大字七里字ツルイガ谷口、丙39番1、丙39番3、地目、田、面積938㎡、409㎡です。平成元年頃より、耕作を放棄し笹、カヤ、が繁茂し山林化している旨の申し出があり、平成28年12月9日調査をしています。添付資料7ページの写真のとおりであり、非農地証明書を発行しております。以上です。

議長 報告第14号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第14号は終わります。

続いて、

日程第5、議案第33号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第33号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。ページは5ページです。今月の案件は3件です。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。

まず、番号1について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の8ページをご覧ください。土地の所在地、興津字角屋敷1475-1、地目、畑、面積201㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、両譲渡人ともが県外在住ということもあり、譲渡人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は、11,975㎡ですので下限面積は達成します。

取得する農地は、譲受人の自宅に隣接する農地であり、引き続き果樹等を耕作する計画です。

つづいて、番号2について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の9ページをご覧ください。

土地の所在地、興津字元脇44、地目、畑、面積、733㎡です。以下2筆あり、合計で3筆で、面積1,224㎡です。

権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、高齢にともない譲渡人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は、218㎡です。ので、取得する面積1,224㎡と合わせても1,442㎡ですので、下限面積は届いておりませんが、この後の利用権設定、ページ9・番号6で、譲受人が1,919㎡を貸借しますので、合計で3,361㎡となり下限面積は達成することになっています。取得農地では、施設野菜ミョウガを耕作する計画です。

続いて、番号3について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料は10ページをご覧ください。土地の所在地、東川角字東高岡、甲1150、地目、田、面積1,582㎡です。以下2筆あり、合計で3筆で、面積が4,677㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、親から子への贈与になります。譲受人の耕作面積は、4,677㎡です。下限面積は達成しています。取得農地では、施設ニラを耕作しています。今回の取得農地は、平成28年8月1日から平成29年7月31日まで利用権設定をしていましたが、今回所有権移転する事になったとのことです。

議長

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第33号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

4番

1番と2番の件ですが、1番の方から説明します。土地の状況としては、畑であることを確認しています。そして、土地の有効利用については、譲受人は土地を有効に利用していると思われます。譲受人は年間150日以上農作業をしていることを確認しています。下限面積につきましては、1万1千㎡以上ということで、下限面積もクリアしていることを確認しています。周辺農地の影響ですが、取得する農地は周辺に悪影響を及ぼすようなことは確認していませんので、大丈夫だと思います。この土地につきましては、譲受人のすぐ隣の畑なんですけど、前から作業を受けて行っております。そして、この畑につきましてはみかんを植えたいということを聞いております。間違いないと思います。1番は終了。

2番ですが、土地の状況としては、畑であることを確認しています。農地の有効利用については、譲受人は有効にかつ、精力的に利用を行っておりますので間違いございません。譲受人は年間150日以上作業を行っております。奥さんも行っておりますので間違いありません。下限面積は売買の件と、借受の件で申し込んでいましてこれを合わせると3反以上の面積になるので間違いありません。周辺の土地につきましては、同じく周りの方のハウスにも悪影響はありません。また、譲渡人は高齢により後継者もなくて、売買に至ったことを聞いています。譲受人はハウスミョウガを主体に稲作も行っておりますので、これからも地区のやり手の方と思います。

事務局

3番について下元委員から報告がきていますので報告します。

この農地は譲渡人が今年利用設定を受けていた農地で現地を確認してきました。現在25aのAPハウスが建てられ、ニラと水稻を耕作しています。ニラは世帯員及び従業員を雇用し周年出荷をしていますので、農地法第3条第2項第1号及び4号、5号、7号などをクリアしているのが確認されました。譲受人は農業委員会だよりで新規就農者として紹介した人物で、今ニラが最盛期なので頑張ってお荷しているそうです。以上の結果3番の所有権移転は問題ないと思われます。皆さんの判断を願います。以上です。

議長

議長 議案第33号について質疑を許します。質疑はありませんか。

- 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。
- よって、議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。
- 続いて、
- 日程第 6、議案第 34 号
- 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 34 号
- 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明します。
- 議案書 6 ページの 1 番の案件です。
- 申請地は、東川角字中堤 乙 53 番、地目は、田、面積 386 m²の土地です。権利事由は、使用貸借権の設定です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、一般個人住宅です。転用理由は、譲受人は、現在借家に住んでいるが手狭になったことと、今後親の面倒を見るに当たって、妻の両親のそばに住宅を建築したく計画をしているものです。農地区分は、申請地の周辺は 10ha 以上の集団農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断しました。ただし、今回の転用内容は第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 3 3 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可できると判断しました。
- 転用計画につきましては、添付資料 11 から 13 ページです。
- 土地利用計画図に図示している形で計画しています。
- 周囲の状況は、東側、西側は同意有の田、北側は申請人の田、南側は宅地となっています。
- 土地の造成計画については、造成はなく全体を整地する計画です。
- 進入路については、東側の町道から進入を計画しています。それに伴う

- 工事はありません。
排水計画については、雨水は自然浸透と、家庭排水は西側の側溝へ排水する計画です。
資金計画については、必要な資金は借入申込書にて確認をしています。
本件については、以上です。
- 議長 議案第 34 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明はありませんか。
- 事務局 事務局の方で下元委員からの報告をさせていただきます。
番号 1 について報告します。
妥当な計画面積で問題なく周辺農地や排水に関しては、農地耕作者及び水路管理者の同意もあり、申請が許可され次第着手するそうです。譲渡人は昨年体調不良で農作業が困難になったので、譲受人が農作業を手伝うため、近くに帰り自己住宅を建築したいとのこと。以上の結果転用は問題ないと思われ。皆さんの判断を願います。以上です。
- 議長 議案第 34 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。
日程第 7、議案第 35 号
四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 35 号
四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 29 年 1 月 4 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案書は7ページから9ページです。今月の案件は、6件になります。利用権の設定をうける者・利用権を設定する者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は、14ページから27ページをご覧ください。番号1、2とも借受者は、同じです。まず、番号1について説明いたします。土地の所在地、仁井田 字砂ヶ瀬1935、地目、田、面積1,911㎡です。以下1筆あり、合計で2筆で、面積が4,216㎡です。設定は更新です。期間は、平成29年1月4日から平成33年12月31日までの5年間です。作物はソルゴーを耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。借受者の法人については、農地所有適格法人でありますので、解除条件付きでの貸借ではありません。なお、申請農地は所有者死亡の未相続農地である為、複数名の相続権者より同意を得て相続権者代表名で申請となっております。また耕作するソルゴーについては、農地の地力増進に使用するとのことです。

番号2について説明いたします。

土地の所在地、平野字ツマド1279、地目、畑、面積4,917㎡です。以下1筆あり、合計で2筆で、面積が10,201㎡です。設定は更新です。期間は平成29年1月4日から平成33年12月31日までの5年間です。作物は露地ショウガを耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続いて、番号3について説明いたします。土地の所在地、東川角字 サヌキ田、甲2643、地目、田、面積2,643㎡です。以下1筆あり、計で2筆で、面積が5,247㎡です。設定は更新です。期間は平成29年1月4日から平成33年12月31日までの5年間です。作物は水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

番号4について説明いたします。土地の所在地、興津字中新開3143、地目、田、面積925㎡です。以下4筆あり、合計で5筆で、面積が4,709㎡です。設定は新規です。期間は平成29年1月4日から平成31年12月31日までの3年間です。作物は水稻を耕作する計画です。権利は使用貸借権での設定です。なお、申請農地では借受人の息子さんが利用権設定をしていますが、引き続き父親である借受人が耕作する事となったとのことです。設定は新規となっております。

番号5について説明いたします。土地の所在地、若井川字西ノ前1752、地目、田、面積2,738㎡です。以下1筆あり、合計で2筆で、面積が3,833㎡です。設定は更新です。期間は平成29年1月4日から平成33年12月31日までの5年間です。作物は水稻を耕作する計画です。権利

- は賃貸借権での設定です。番号6について説明いたします。土地の所在地、興津字内船倉1644-1、地目、田、面積1,000㎡です。以下1筆あり、合計で2筆で、面積が1,919㎡です。設定は新規です。期間は平成29年1月4日から平成29年12月31日までの1年間です。作物は水稲を耕作する計画です。権利は使用貸借での設定です。以上です。
- 議長 議案第35号について事務局の説明が終わりました。
- 担当委員の補足説明はありませんか。
- 事務局 番号3番は下元委員から更新で問題ないとのことですが、更新で問題ありません。
- 9番 4番と6番ですが、4番の借受人が息子さんからお父さんに名義が変わるということですが、特に問題ありません。6番についても新規ですが問題ありません。
- 17番 5番ですが、これも更新でして場所は若井川小学校の前ですが随分苦労して秋は収穫してました。問題ありません。
- 議長 他にありませんか。
- 議長 議案第35号について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 委員 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第35号四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 挙手全員であります。
- よって、議案第35号 四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第7
- その他の件についてを議題とします。
- その他の件で委員の皆さん何かありませんか。
- 事務局ありませんか。

なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成28年度四万十町農業委員会第9回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉 会 午後3時00分